

糸満のくらし体感施設活性化及び入居者選定支援業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

糸満市（以下「本市」という。）が建設を予定している糸満のくらし体感施設（以下「本施設」という。）の活性化の検討及び入居者選定業務を行うにあたり、当該業務の遂行に関し豊富な知識と経験等を有する者より広く提案を公募するため、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 糸満のくらし体感施設活性化及び入居者選定支援業務
- (2) 業務の内容 別紙「糸満のくらし体感施設活性化及び入居者選定支援業務委託仕様書」による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和2年3月18日まで
- (4) 契約限度額 4,048,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。消費税及び地方消費税の額は、消費税法、地方消費税法及び地方交付税法に基づく率で算定される額とする。）
※消費税及び地方消費税の金額は10%として契約限度額に含んでいる
※上記金額は、契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 参加資格

本事業に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 沖縄県内に本社または支社を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者でないこと
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく更生・再生または更生手続き・再生手続きを行っていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 本業務について高い見識及び十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができるような体制を整えていること。
- (7) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。

4 実施スケジュール

実施スケジュール内容	日 程
実施要領等の公開	令和元年5月23日(木)
質問書の受付期限	令和元年5月29日(水)17時まで(必着)
質問書の回答期限	令和元年5月31日(金)市HPで公開
参加表明書等の提出期限	令和元年6月 5日(水)17時まで(必着)
企画提案書等の提出期限	令和元年6月12日(水)17時まで(必着)
プレゼンテーションの実施日	令和元年6月17日(月)
選定結果通知予定日	令和元年6月19日(水)
契約予定日	令和元年6月20日(木)以降

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書（様式4）
- ②提出期限 令和元年5月29日（水） 17時まで必着
- ③提出方法 電子メールにて提出（※電話、口頭による照会対応は行わない。）
※電子メールにて質問事項を提出した際には電話にて連絡を行うこと。
- ④宛 先 sho-kou@city.itoman.lg.jp

(2) 質問に対する回答

- ①回 答 令和元年5月31日（金）午後5時までに市のHPにて全質問及び回答内容を公表

6. 審査基準及び審査方法

(1) 審査評価手法

- ①同業務委託を本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて、審査要綱に基づき審査（プレゼンテーション、質疑応答）を行い、参考見積価格を勘案したうえ、総合的に委託候補者と次点者を選定する。
- ②審査委員会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ③審査委員会により選定した委託候補者が辞退した場合、又は、市との協議が整わなかった場合には、次点者を委託候補者として選定し、次点者とも協議が伴わなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。
- ④審査においては全審査員の評価点の合計が、満点の6割に満たない応募者は選外とする。

(2) プレゼンテーション審査

- ①日 時 令和元年6月17日（月）
※時間については、別途メール及び文書にて連絡する。
- ②会 場 糸満市役所 3-a 会議室予定

(3) プレゼンテーション実施方法

- ①1事業者あたり、プレゼンテーションの時間を25分（説明15分、質疑10分）とする。
- ②参加者は1事業者につき最大3名までとし、業務を受託した場合主として本業務に従事する担当者が主に説明をすること。
- ③プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うこととし、追加の提案及び、追加の資料は認めない。
- ④プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。その他パソコン及び接続機器等については事業者において準備を行うものとする。

(4) 審査基準（100点満点）

- ①基本事項（20点）
 - ◎事業者の概要
 - ◎業務実績等
- ②企画提案内容（50点）
 - ◎業務内容及び地域性の理解
 - ◎実施方針の適格性、実現性
 - ◎企画提案内容の独創性、実現性
 - ◎業務工程計画の妥当性
- ③業務執行体制（30点）
 - ◎実施体制の適格性
 - ◎見積金額の妥当性

◎担当者の実績事例

8 参加表明書の提出

(1) 提出書類

	提出書類	様式等	提出部数
1	参加表明書	様式1	7部
2	事業者の概要	様式2	7部
3	受託業務実績	様式3（過去5年間）	7部
4	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	3カ月以内に発行されたもの（写し可）	1部
5	定款	写し	1部
6	財務諸表	最新決算の年度の貸借対照表及び損益計算書	1部
7	国税及び市町村税を滞納していないことの証明書	3カ月以内に発行されたもの（写し可） 市町村税については所在地の市町村で取得	1部

(2) 提出期限 令和元年6月5日（水）必着

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限内に必着すること）

(4) 提出場所 糸満市経済観光部商工観光課（3階） 担当 城島宛
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ・企画提案書 様式5
- ・業務工程計画 様式6
- ・業務実施体制及び技術者経歴書 様式7
- ・業務参考見積書 様式8

※業務工程計画については、令和2年4月に本施設がオープンすることを前提に作成すること

(2) 作成要領

①企画提案書はA4版で片面印刷とし7ページ以内（表紙【様式5】除く）で作成すること。単色・カラーは自由、文字の大きさは11ポイントを基本とするが、図表等をはじめ表現上必要な場合等はその他のポイントの使用も可とする。別紙「糸満のくらし体感施設の概要」「糸満のくらし体感施設図面」を参考にし、以下の項目に留意し基本的な考え方を文書で簡潔に記述すること。

(a) 別添「糸満のくらし体感施設活性化及び入居者選定支援業務委託仕様書」5業務概要の項目1から3に沿って提案を行うこと。

(b) 「本施設の活性化を図るための運営方針及び事業計画検討業務」については、本施設の建設予定地である字糸満地域の課題や問題点を踏まえた上での活性化に関する提案を行うこと。

(c) 「入居者選定に係る支援業務」については、施設の目的にそった事業者を選定する目線にたち、類似業務の経験を踏まえたうえで提案を行うこと。

(d) 「将来的な運営方針の検討業務」については、類似業務の経験を踏まえ、本施設の将来的な運営方針についての検討方法の提案を簡潔に行うこと。

②要求した以外の資料提出、指定した要求内容が不足する提出資料及び提出期限に遅れた提出資料は、これらは一切受け付けない。

③提出された書類は原則返却しない。また、提出後の追加及び修正は認めない。

(3) 提出部数 8部（正本1部、副本7部（複写可））

- ・ 正本はファイル綴じにせず、クリップ等でとめること。

- ・副本は1部ごとに、A4版縦型ファイル等で綴りインデックスを貼付すること。
- ・提出にあたっては、様式5、6、7、8の順に綴ること。
- (4) 提出期限 令和元年6月12日(水)17時まで必着
- (5) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達記録が残るものを利用し、提出期限内に到着すること)
- (6) 提出場所 糸満市経済観光部商工観光課(3階) 担当 城島宛
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

10 参加の辞退

参加表明書(様式1)を提出した者が、参加を途中で取り止める場合には、参加辞退届(様式9)を担当課へ持参又は郵送により提出しなければならない。

11 契約

市は委託候補者と協議し、委託候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結する。

ただし、選考された事業者が以下の規定に該当する場合は、契約を締結しない。

なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合

12 その他

- (1) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、全て参加申込者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) プロポーザルの選定にあつては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない事項については、是正し実施することとする。よって、企画提案の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市は、本プロポーザル手続およびこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録および保存を行う。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書等については非公表とする。
- (7) 本実施要領に定めのないものについては、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

13 問い合わせ先

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
糸満市経済観光部商工観光課(3階) 担当 城島
電話 098-840-8137 FAX 098-840-8155
電子メール: sho-kou@city.itoman.lg.jp

※事務取扱時間: 土日・祝祭日を除く、午前9時から12時 午後1時~5時まで